

○桐生市民活動応援サイト「ゆいねっと」広告掲載取扱要綱

(平成 28 年 10 月 1 日施行)

改正 令和元年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桐生市民活動応援サイト「ゆいねっと」(以下「ゆいねっと」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載)

第 2 条 市は、ゆいねっと上に、市政情報の妨げや誤解の生じない範囲で、広告の掲載を行うものとする。

(広告の種類)

第 3 条 ゆいねっとに掲載する広告(以下「広告」という。)は、企業、非営利活動団体、事業所又は商店等の広告とし、市民活動の広告媒体としてのゆいねっとの品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないもののうち、当該広告及びそのリンク先のホームページが次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 国内の法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (3) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に掲げる貸金業に該当するもの
- (4) 悪質商法などの社会問題となっているもの
- (5) 青少年の健全育成に反するもの
- (6) 誇大表示、不当表示又は表現方法などが不適切なもの
- (7) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (9) その他市長が不相当と認めるもの

(広告の掲載位置)

第 4 条 広告の掲載は、ゆいねっとのトップページの市が指定する位置とし、掲載する枠数はおおむね 12 枠までとする。

(広告の規格等)

第 5 条 広告は、バナー広告とし、その規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 60 ピクセル
- (2) 横 132 ピクセル
- (3) 容量 8 キロバイト以内
- (4) 静止 GIF 画像又はアニメーション GIF 画像(アニメーションの画像切替時間は 2 秒以上とし、5 秒以内に自動で停止する設定とすること。)

(5) 文字は、背景とのコントラストを十分(少なくとも4.5対1のコントラスト比を持たせることとする。)にとり、解像度についても文字等が鮮明に見えるように配慮すること。

2 高速振動、高速点灯イメージ又はアラートマークのようなエラー表示イメージのものは、使用不可とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載は、月の初日から末日までの1か月単位で最長で1年までとする。ただし、更新は妨げない。

2 ゆいねっとの維持管理等による公開停止の期間は、原則として掲載期間に含むものとする。

3 広告の掲載開始及び終了の時間は、それぞれ当該月の初日及び末日で市がその都度設定する時間とする。ただし、当該日が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載の開始又は終了の日は、その翌日とする。

(1) 土曜日、日曜日又は国民の祝日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠につき1か月当たり5,500円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告の募集)

第8条 ゆいねっとに掲載する広告の募集は、掲載できる枠に応じ必要に応じて行うものとする。

2 前項の募集は、ゆいねっとによるほか、市、桐生市社会福祉協議会又はきりゅう市民活動推進ネットワークのホームページ又は広報紙により行うものとする。

(広告の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、ゆいねっと広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添付して申し込むものとする。

(広告の掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を判断するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果を、ゆいねっと広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

(広告の原稿)

第11条 掲載する広告の原稿は、広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)が作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

3 広告の原稿作成に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、掲載期間の広告掲載料を市長が指定する期日までに、納付書を用いて一括して納付することとする。ただし、市長が特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

2 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載をすることができなかつたときその他市長が特に認めたときは、広告掲載料を還付することができる。

(掲載の決定の取消し)

第13条 市長は、行政運営上支障があるとき、又は広告主が指定の期日までに広告掲載料を納入しなかつたときは、当該掲載の決定を取り消すことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

ゆいねっと広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第2号(第10条関係)

ゆいねっと広告掲載・不掲載決定通知書

[別紙参照]